

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収合併に係る事前開示事項)

2025 年 8 月 18 日

株式会社翻訳センター

2025 年 8 月 18 日

吸収合併に係る事前開示事項

大阪市中心区久太郎町四丁目 1 番 3 号
株式会社翻訳センター
代表取締役 二宮俊一郎

株式会社翻訳センター（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社 FIPAS（以下「消滅会社」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収合併に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 749 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、消滅会社の発行済株式の全部を保有しているため、本吸収合併に際して株式、金銭その他一切の対価を交付しません。当社は、本吸収合併の効力発生直前時において、消滅会社の完全親会社であることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。

3. 会社法第 749 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続株式会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により吸収合併について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収合併を行うにあたり、効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

- (1) 消滅会社及び当社の最終事業年度の末日（2025 年 3 月 31 日）以降本日までの間、消滅会社及び当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、また、効力発生日までに消滅会社及び当社の資産及び負債の額が変動することも予想されるものの、これらの変動を考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (2) また、本吸収合併の効力発生日以後において、本吸収合併後の当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。
- (3) 以上より、本吸収合併の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙 1
吸収合併契約の内容
(次頁以下に添付)

合併契約書

株式会社翻訳センター（以下「甲」という）および株式会社 FIPAS（以下「乙」という）は、次の通り合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条 （合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という）。

第2条 （合併対価の交付および割当て）

甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して株式、金銭その他一切の対価を交付しない。

第3条 （合併後の資本金等）

本合併により甲の資本金および準備金の額は増加しないものとする。

第4条 （効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は、2025年10月1日とする。ただし、合併の手續進行上必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第5条 （合併財産の引継）

乙は、効力発生日に、乙の資産、負債および権利義務の全てを甲に引継ぐ。

第6条 （会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理、運営を行うものとし、それぞれの財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行うにあたっては、事前に甲乙協議の上、これを行う。

第7条 （従業員の処遇）

1. 甲は、効力発生日における乙の従業員全員を引継ぐ。
2. 従業員の取扱いについては、別に甲乙協議のうえ、これを定める。

第8条 （合併契約の変更および解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の重大な事由により甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条 （協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が保有する。

2025 年 6 月 12 日

甲 大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号
株式会社翻訳センター
代表取締役社長 二宮 俊一郎



乙 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
株式会社 FIPAS
代表取締役社長 二宮 俊一郎





別紙2

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(次頁以下に添付)

第 15 期

事業報告書

自 2024 年 4 月 1 日
至 2025 年 3 月 31 日

株式会社 F I P A S

事業報告

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

1. 当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が一層進むなか、雇用・所得環境の改善や企業の設備投資意欲の高まりを背景に緩やかな回復基調で推移したものの、国際的な情勢不安の長期化に伴う原材料・エネルギー価格の高騰、為替変動による影響や世界的な金融引き締め政策の継続、米国の政策動向による影響など、先行きの不透明な状況が続いております。

翻訳センターグループを取り巻く翻訳事業環境におきましては、翻訳事業の需要は、顧客企業の業績回復を背景に堅調に推移しました。

このような環境のもと、当社では、親会社である翻訳センターグループの一員として、グループの中核をなす翻訳事業の持続的成長を目指すとともに、新たな経営体制のもと、回復傾向にある特許出願件数を背景に、課金率翻訳やMT翻訳をアピールし、企業の知財部に所属する弁理士への営業を積極的に行うなど新規顧客の獲得に努めてまいりました。

売上面につきましては、前期までの出願の主要顧客から大きな受注が見込めない中、当事業年度において期待していた顧客への翻訳定額制の提案も導入が見送りとなるなど、シェア拡大に至らず、その他中堅顧客からの見積失注が続いたこともあり、売上高減収の要因となりました。

利益面につきましては、MT/課金率翻訳のリソース拡充を図り、翻訳案件でも積極的に活用したことで、売上総利益率は前期に引き続き改善（70.0%→72.3%）しました。加えて、販売費および一般管理費は経営体制の変更に伴い人件費を中心に抑制したものの、前期に引き続き営業損失を計上することとなりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は 175,854 千円（前期 192,766 千円）、営業利益▲4,091 千円（前期▲9,274 千円）、経常利益▲3,126 千円（前期▲12,210 千円）、当期純利益▲3,511 千円（前期▲18,261 千円）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況推移

区分	第 12 期 (2021 年度)	第 13 期 (2022 年度)	第 14 期 (2023 年度)	第 15 期 (2024 年度) 当事業年度
売上高 (千円)	226,977	183,226	192,766	175,854
経常利益 (千円)	4,375	▲17,840	▲12,210	▲3,126
当期純利益 (千円)	1,919	▲15,801	▲18,261	▲3,511
1 株当たり当期純利益 (円)	1,066.54	▲8,778.47	▲10,145.36	▲1,950.61
総資産 (千円)	163,684	139,824	122,711	120,692
純資産 (千円)	128,659	112,857	94,596	91,085

(4) 対処すべき課題

当社は、特許の外国出願代行を主たる業務とし、日本国内の製造業を主な顧客としております。2024 年度の国内特許出願件数は、4 年ぶりに 30 万件を超えた 2023 年度に引き続き増加しており、それに伴い当社の外国出願受任件数も順調に回復しております。

こうした状況を背景に、今後の経営管理体制の変更を通じて、翻訳品質の改善を図り、MT/課金率の提案で競合との価格面での差別化により受注回復を目指していくことが必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容

当社は、外国出願用の特許明細書の作成から出願手続きの支援業務を主たる業務としております。

(6) 主要な事業所および使用人の状況 (2025 年 3 月 31 日現在)

①主要な事業所

- ・本 社 : 東京都港区
- ・大阪支店 : 大阪市中央区

②使用人の状況

従業員数 (対前期末増減)	平均年齢	平均勤続年数
15 名 (1 名減)	49.2 歳	9.6 年

注 1 上記人員は、株式会社翻訳センターからの受入出向社員を含んだ就業人員です。
なお、臨時従業員数を含んでおりません。

注 2 臨時従業員数の期末人員数は 0 人です。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,800株
- (3) 株主数 1名
- (4) 株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社翻訳センター	1,800 株	100.00%

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名	地 位	重要な兼職の状況
二宮 俊一郎	代表取締役社長	(株) 翻訳センター 代表取締役社長 (株) メディア総合研究所 代表取締役社長 (株) 福山産業翻訳センター 代表取締役社長
南本 昌彦	取締役	(株) 翻訳センター コーポレートビジネス営業部長
川島 悠一	取締役	(株) 翻訳センター 特許営業部長
魚谷 昌司	監査役	(株) 翻訳センター 取締役管理統括兼経理部長

- (2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度における取締役及び監査役の報酬は以下のとおりであります。

取締役報酬 3,150 千円

監査役報酬 該当事項はありません。

4. 決算後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

以 上

貸借対照表

令和 7年 3月 31日 現在

株式会社 FIPAS

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 120,276,380 】	【流動負債】	【 29,607,269 】
普通預金	62,742,282	買掛金	6,792,588
売掛金	33,795,355	未払金	7,946,572
仕掛品	3,096,897	未払費用	1,550,700
前払費用	490,799	未払消費税	2,382,800
仮払金	20,151,047	預り金	139,709
【固定資産】	【 416,002 】	未払法人税等	456,900
(有形固定資産)	(2)	賞与引当金	10,338,000
工具器具備品	2	負債の部合計	29,607,269
(無形固定資産)	(416,000)		
ソフトウェア	416,000		
		純資産の部	
		科 目	金 額
		【株主資本】	【 91,085,113 】
		【資本金】	【 45,000,000 】
		【資本剰余金】	【 45,000,000 】
		資本準備金	45,000,000
		【利益剰余金】	【 1,085,113 】
		(その他利益剰余金)	(1,085,113)
		繰越利益剰余金	1,085,113
		純資産の部合計	91,085,113
資産の部合計	120,692,382	負債・純資産の部合計	120,692,382

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日

株式会社 FIPAS

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
出願売上高	175,854,767	175,854,767
【売上原価】		
出願売上原価	48,796,418	48,796,418
売上総利益		127,058,349
【販売費及び一般管理費】		131,150,077
営業利益		△4,091,728
【営業外収益】		
受取利息	41,306	
為替差益	924,181	
雑収入	127	965,614
経常利益		△3,126,114
税引前当期純利益		△3,126,114
法人税等		385,000
当期純利益		△3,511,114

株主資本等変動計算書

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日

株式会社 FIPAS

(単位：円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	45,000,000	45,000,000	45,000,000	4,596,227	4,596,227	94,596,227	94,596,227
当期変動額							
当期純利益				△3,511,114	△3,511,114	△3,511,114	△3,511,114
当期変動額合計	0	0	0	△3,511,114	△3,511,114	△3,511,114	△3,511,114
当期末残高	45,000,000	45,000,000	45,000,000	1,085,113	1,085,113	91,085,113	91,085,113

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

2. 表示方法の変更

該当事項はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債務	1,958 千円
--------	----------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

仕入高	22,534 千円
-----	-----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済み株式の数

1,800 株

6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 50,602 円 84 銭

1株当たりの当期純損失 1,950 円 61 銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告書

私、監査役は 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 15 期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び資産の調査をいたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び計算書類について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表、並びにその付属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1） 事業報告の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません

（2） 計算書類及びその付属明細書の監査結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年 5 月 27 日

株式会社 FIPAS

監査役 魚谷 昌司

印